

## 開示等の請求への対応に関する細則

### 第1条（目的）

本細則は、個人情報保護規程第14条に基づく、保有個人データの本人またはその代理人（以下「本人等」という）からの開示、変更、訂正、追加又は削除、利用停止又は消去の求め（以下「開示等の求め」という）への対応につき、その細則を定めるものである。

### 第2条（責任）

1. 代表取締役は、本人等からの開示等の求めに対し、本細則に基づき対応する責任者を選任する。
2. 責任者は、本細則に基づき、本人等からの開示請求にすみやかに対応する責務を負う。

### 第3条（開示の手続き）

1. 大槻電気通信株式会社は、本人等からの開示等の求めに対し、その求めの対象となる情報の項目の特定に資する情報の提供をもとめる。
2. 大槻電気通信株式会社は、開示等の求めは、郵送による申請に限って受け付けることとする。なお、開示等の求めについて、当該本人に提出を求める書類は以下の通りとする。
  - ・当社所定の申請書
  - ・本人を確認するための書類（免許証のコピーなど）
3. 前項の求めを法定代理人、もしくは本人が開示の求めを委任した代理人が行う場合、当社はこれを受け付けることとする。この場合、前項の書類に加えて、代理人であることを証する書類および本人を確認するための書類の提出を求めることとする。
  - ・法定代理人であることを確認するための書類（戸籍謄本など）
  - ・委任による代理の場合は、委任状および本人の印鑑証明書
  - ・代理人の本人確認書類
4. 大槻電気通信株式会社は、開示等の求めを受け付けるに際して、当該請求者に対して手数料を求めることとする。手数料の額およびその徴収方法は以下の通りとする。
  - ・1回の申請につき、600円（税込）
  - ・規程手数料分の定額小為替（発行から6ヶ月以内のもの）を同封
5. 大槻電気通信株式会社は、開示等の求めに対し、当該請求者の申請書記載住所宛に書面によって回答することとする。
6. 大槻電気通信株式会社は、開示等の求めにともない提供を受けた個人情報は、開示等

の求めに応じる目的達成の範囲内でのみで取り扱うものとする。

7. 当社における、苦情対応窓口および開示等の求めの申出先は以下の通りとする。

【住所】 〒963-0725 福島県郡山市田村町金屋字上川原 286

【名称】 大槻電気通信株式会社

【担当部署】 個人情報担当窓口

【連絡方法】 TEL024-943-2611

受付時間は営業日の 9 : 00 ~ 12 : 00 ・ 13 : 00 ~ 17 : 00

#### 附則

1. 本細則は、代表取締役の承認により制定改廃を行う。
2. 本細則は、有限会社東北消防設備管理センターにも適用する。
3. 本細則は、2005年4月1日より施行する。